

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	松本看護専門学校
設置者名	一般社団法人松本市医師会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門課程	看護学科	夜・通信	105 単位	9 単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

ホームページに掲載 https://matsumoto-kango.ac.jp

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者(公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等)は、この様式を用いること。

学校名	松本看護専門学校
設置者名	一般社団法人松本市医師会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	看護学校部(一般社団法人松本市医師会会務規程第19条)
役割	松本看護専門学校の運営並びに学生の教育等に審議することを目的とし、具体的には①管理・運営②学務③入退学④講師会⑤委員会運営をおこなう。 重要案件は上級組織である理事会へ上程し、審議を仰ぐ。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考(学校と関連する経歴等)
別紙のとおり		
(備考)		

様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	松本看護専門学校
設置者名	一般社団法人松本市医師会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)	
<p>毎年 12 月から 2 月にかけて、教育目標に沿い、各科目の到達目標、授業内容、講義方法、授業外学習、評価方法の見直しを実施している。</p> <p>見直しは各担当領域の職員が実施するとともに、基礎分野・専門基礎分野に関しては外部講師に依頼して実施している。</p> <p>公表時期は、新年度開始時に学生へ変更した科目のシラバスを配布し、授業初日に担当教員が説明をおこなっている。</p>	
授業計画書の公表方法	教育課程を配布している。
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

学習意欲については、定期的な面談を行い把握している。

学習成果については、松本看護専門学校学則第 25 条(単位の認定)

単位の認定は、授業科目及び臨地実習の評価によりおこなう。

単位の認定は、授業科目及び臨地実習において所定授業時間数の 4 分の 3 以上の出席をし、評価において合格点を満たしたものにしておこなう。

松本看護専門学校学則施行細則第 13 条(単位の認定)

学則第 25 条に規定する単位の認定は、授業科目の終了時、又は必要の評価によりおこなう。

評価の方法は、原則として筆記、レポート、口頭及び実技による試験とする。

試験は 100 点満点として、60 点以上を合格とする。

同一科目の試験を複数の講師が分担して行う場合は、実施時間の割合から配点を決し、評価は総合しておこなう。

臨地実習における評価の方法は、別に定める実習評価基準に基づきおこなう。

当該科目の評価は、所定授業時間数の 4 分の 3 以上出席したものにしておこなう。

やむを得ない理由により試験に欠席した学生に対しては、追試験をおこなうことがある。評価が 60 点未満の学生に対しては、1 回のみ再試験をおこなう。

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

成績評価の実施:松本看護専門学校学則 25 条、学則施行細則 13 条

授業終了後に科目試験を実施し、単位を与える。

評価は次のとおりである。

優	良	可	不可
100 点～80 点	80 点～70 点	70 点未満～60 点	60 点未満

客観的な指標の
算出方法の公表方法

学生便覧に記載し、配布している。

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

松本看護専門学校学則第 27 条(卒業)

学校長は、学則第 22 条に定める授業科目及び臨地実習を履修し、全ての単位を修得した者について、講師会議・学校運営会議の議を経て卒業を認定する。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

学生便覧に記載し、配布している。

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表(専門学校)】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	松本看護専門学校
設置者名	一般社団法人松本市医師会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.matsu-med.or.jp/aboutus/data.php
収支計算書又は損益計算書	https://www.matsu-med.or.jp/aboutus/data.php
財産目録	https://www.matsu-med.or.jp/aboutus/data.php
事業報告書	https://www.matsu-med.or.jp/aboutus/data.php
監事による監査報告(書)	https://www.matsu-med.or.jp/aboutus/data.php

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		医療専門課程	看護学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	105 単位時間/単位	単位時間 81/単位	単位時間 /単位	単位時間 24/単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位
			単位時間/単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
120 人		99 人	0 人	10 人	113 人	123 人	

カリキュラム(授業方法及び内容、年間の授業計画)
(概要) 講義は1時間45分と考え、1回の授業は90分おこなう 授業方法は、講義、実技、演習、実習のいずれかでおこなう 3年間の総授業時間は2970時間であり、1年次は1080時間(前期540時間、後期540時間、2年次は1080時間(前期540時間、後期540時間)、3年次は810時間(前期660時間、後期150時間)
成績評価の基準・方法
(概要) 授業時間数の4分の3以上の出席をした者に対し、科目試験を実施し合格点を満たした者へ単位を与える。臨地実習については、評価表に基づき評価をおこない60点以上を合格とし、単位を与える。学生個人へ試験終了後に成績を公表している。
卒業・進級の認定基準
(概要) 卒業認定:松本看護専門学校学則第27条(卒業) 学校長は、学則第22条に定める授業科目及び臨地実習を履修し、全ての単位を修得した者について、講師会議・学校運営会議の議を経て卒業を認定する。 進級認定:当該学年で履修すべき授業の可否を成績一覧表にし、講師会及び学校運営会

議の議にて認定する。
学修支援等
(概要) メンタル面に関しては、カウンセラーを配置し対応している。 成績不振者に関しては、知識を担当している教員が面談や学習支援を実施している。長期休暇中に補講も実施している。 奨学金については、日本学生支援機構および長野県看護職員就学資金の説明・手続きをおこなっている。

卒業生数、進学者数、就職者数(直近の年度の状況を記載)			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
31人 (100%)	0人 (%)	30人 (%)	1人 (%)
(主な就職、業界等) 病院			
(就職指導内容) 就職ガイダンスを実施、インターンシップへの参加面接指導、エントリーシート等の指導。			
(主な学修成果(資格・検定等)) 看護師国家試験受験資格			
(備考)(任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
100人	1人	1%
(中途退学の主な理由) 体調を整えるため		
(中退防止・中退者支援のための取組) 個別相談、個別学習指導		

②学校単位の情報

a)「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考(任意記載事項)
看護学科	150,000 円	540,000 円	150,000 円	施設設備費
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援(任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページアドレス: https://matsumoto-kango.ac.jp/		
学校関係者評価の基本方針(実施方法・体制) 設置主体である松本市医師会に看護学校委員会を置き、年5回(4・6・9・12・2月)委員会を開催し、管理・運営、学務、入退学、講師等に関し協議する。 委員会は学校長・副学校長・担当理事・正副委員長・委員・教務主任・事務長で構成され、具体的には学生動向(在籍者・学年ごとの修学状況)、諸行事の開催、健康管理、実習関係、入試関係、進級・卒業判定等協議する。また、年1回講師会を開催し、授業等の外部評価を受け、次年度の学校運営方針に反映している。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
法人会長・学校長	R5.6.10～R7.6.	医師
法人副会長・副校長	R5.6.10～R7.6	医師
法人理事(学校担当理事)	R5.6.10～R7.6	医師
会員診療所 院長	R5.6.10～R7.6	医師
会員診療所 院長	R5.6.10～R7.6	医師
会員診療所 院長	R5.6.10～R7.6	医師
会員診療所 勤務医	R5.6.10～R7.6	医師
会員診療所 院長	R5.6.10～R7.6	医師
会員診療所 院長	R5.6.10～R7.6	医師
会員診療所 院長	R5.6.10～R7.6	医師
会員病院 病院長	R6.6.8～R7.6	医師
会員病院 病院長	R5.6.10～R7.6	医師
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページアドレス: https://matsumoto-kango.ac.jp/		

第三者による学校評価(任意記載事項)

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

ホームページアドレス:<https://matsumoto-kango.ac.jp>